

淀川水系流域委員会 第55回委員会 結果概要

開催日時：2007年1月11日（木）14：35～18：50

場 所：みやこめっせ 1階 第2展示場A

参加者数：委員 20名、河川管理者（指定席）19名
一般傍聴者（マスコミ含む）137名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
3. 審議の概要
 - ①ダム等の管理フォローアップ定期報告書への意見について
 - ②利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について
 - ③次期委員会への申送り(案)（地域別部会における次期委員会への申送り）について
 - ④その他
 - レビュー作成について
 - 委員任期延長について
 - 「次期委員会への要望」の検討について
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・「水需要管理に向けて(案)070111 版」、「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」、「各地域別部会の申送り」に対する修正意見や少数意見があれば提出する。意見の採用、不採用については運営会議に一任する。
- ・淀川水系流域委員会のレビュー作成委員として、今本委員と寺田委員を推挙する。
- ・ダムフォローアップ定期報告書の審議を目的とする委員任期延長は申し出ない。
- ・「次期委員会への要望」について検討し、河川管理者に提出する。検討メンバーについては委員長に一任する。反省すべき点等の意見があれば提出する。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1「前回委員会(2006.12.7)以降の会議開催経過」を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

① ダム等の管理フォローアップ定期報告書への意見について

委員長より、ダム等の管理に係るフォローアップ定期報告書への意見について説明がなされた。主な説明の内容は以下の通り。

- ・ダム等の管理に係るフォローアップ定期報告書は、「ダム等管理フォローアップ定期報告書作成の手引き（平成15年度版）」にもとづき、各ダムが作成した。この定期報告書に対して、間違いがないか、内容が適切かどうか等の意見を求められている。委員会は、現地視察や意見交換を実施し、現在、各委員から募集した意見の整理を行っている。今後は、ダムW

Gで審議を進め、次回委員会にて意見書最終案を提出したい（委員長）。

- ・委員からの主な意見としては、「報告書作成の手引きには安全性に関わるダム堤体の変形量や漏水量について記載するように書かれていないので書くべき」、「評価対象期間は管理開始以降となっているが、データがある限り、環境等についてダム建設前後の比較評価を行うべき」、「定期報告書の作成経費についても報告すべき」、「住民にも理解できるような記述にしてほしい」といった意見が出されている（委員長）。

②利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について

委員より、審議資料 2-1「水需要管理に向けて(案)070111 版」、審議資料 2-2「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」、審議資料 2-3「琵琶湖の水位操作を巡る論点と課題(案)」を用いて説明がなされた後、審議がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・「水需要管理に向けて(案)070111 版」、「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」に対する修正意見や少数意見があれば提出して頂きたい。意見の採用、不採用については運営会議に一任して頂きたい（委員長）。

○「水需要管理に向けて(案)」について

- ・水需要管理の重要性は十分承知しており、方向性として正しいと思うが、意見書には同意できない点もある。「水需要管理に向けて」では、淀川フルプランについて「廃止されて新しい総合水資源管理制度を創設することも視野に入れて検討されるべきである」、「淀川フルプランは形式的にも実質的にも、内実が伴わなくなってきたと見てよい」といった否定的な評価をしているが、淀川フルプランの骨格の上に水需要管理を構築する方向で議論を展開するのが適切だと考えている。利水安全度については、少雨化傾向による利水安全度低下は認めざるを得ないのではないかと。財政問題は諸般に絡んでくるが、水需要管理は人間の生命や産業基盤の根幹に関わる重要なものであり、財政問題があっても推進されるべきだ。大阪府営水道の新規利水についても取り上げているが、論点が不明だ。混乱を生じさせないためにも論点を明確にしておくべきだ。安威川ダムはすでに政策決定がなされている。意見書には、水需要管理の対極に水資源開発を置いて、「水需要管理が重要であり、水資源開発はだめだ」という姿勢が見える。必要な場合は、水需要管理と水資源開発を同時にやっけていかないといけない。

←淀川フルプランについては全面的に否定し、行政の転換をはかるべきだと指摘している。利水安全度については、少雨化傾向を評価するためのバックグラウンドが整っておらず、「利水安全度が低いからさらなる水資源開発を」という考え方は十分に検討しなければならない。大阪府は利水安全度の低下を理由に安威川ダムの建設を決定しているが、丹生ダムの利水から撤退したにも関わらず、安威川ダムに新規利水をのせることには疑問がある。水利権許可の仕組みがどうなっているのかという点を指摘している。財政問題については、確かにご指摘の通りだが、コスト意識を持ち、優先順位を考えなければならない、施策の転換をはかって欲しいという趣旨だ。

- ・「水需要管理に向けて(案)」は、「旧来の方向か、新しい方向か」という二者択一的な意見のように読める。政策の舵を切るために積極的な方向性を導入しなければならないという強いメッセージは必要だが、バランスが必要だ。「施設の建設によらない対応（ソフトソリューション）を視野においた政策に軸足を転換していく必要がある」（P25）としているが、人によって解釈が違って来る。また、実際に水需要管理を実行していく際には社会的合意が必要になるので、たとえ小さくても社会実験が必要だ。水需要管理は今後の産業の方向性をも左右するため、行政がどのように社会的合意をとっていくのか、模索が必要になっ

てくるだろう。

○「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題（案）」について

- ・洗堰操作規則はタブー視されている面がある。流域委員会では、さらに改善すべきではないのか、改善するためにどういう論理が必要なのかといったことを模索してきた。
 - ←操作規則が決まっている以上、河川管理者にできることとできないことがある。ただ、これまでも試行操作をしてきたように、委員会から頂いたご意見等を参考にして今後も河川管理者として考えていきたい（河川管理者）。

③次期委員会への申送り（案）（地域別部会における次期委員会への申送り）について

委員より、配付資料「次期委員会への申し送り（案）」、審議資料 3-1「淀川水系流域委員会 第 38 回琵琶湖部会 総括メモ」、審議資料 3-2「今後の課題 淀川部会」、審議資料 3-3「木津川上流部会の審議に関する総括（案）」、審議資料 3-4「淀川水系流域委員会 第 32 回猪名川部会 総括メモ（案）」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・各地域別部会のとりまとめに対する修正意見等があれば提出して頂きたい。意見の採用、不採用については運営会議に一任して頂きたい（委員長）。
- ・地域別部会のとりまとめは、整備内容シートと直結している。委員会全体としてどう扱うか、方針を決めておかなければならない。
 - ←地域別会でのとりまとめでは、課題となるテーマや項目をあげておけばよいのではないのか。「次期委員会への申し送り（案）」だけでは具体的な内容が分からないので、説明を付け加えるという観点からまとめてほしい（委員長）。
- ・河川整備計画基礎案の中であまりにも進んでいない事業については河川管理者に注文をしておいてもよいのではないのか。例えば、自治体や他省庁との連携は進んでいないし、連携にあたって生じた課題等が報告されたこともない。川上ダムの新規利水についても、他に実行可能な方法を徹底的に検討したとは到底思えない。
 - ←運営会議で検討させて頂きたい（委員長）。
- ・地域別部会のとりまとめは、整備内容シートへの意見と重複している。次期委員会への申送りとして整理するならば、意見の重複や軽重を整理する必要がある。「次期委員会への申し送り（案）」であげられている 5 項目に沿って整理すればよいのではないのか。
- ・それぞれの意見書は簡易製本したいと考えている。1 月末をもって委員会は休止されるが、庶務で対応してもらおうと考えている（委員長）。
 - ←休止中も庶務的な作業は残るので問題ないだろう（河川管理者）。

④その他

「流域委員会のレビュー作成」、「委員任期延長」、「次期委員会への要望」について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

○レビュー作成について

河川管理者より、審議資料 4「淀川水系流域委員会のレビュー作成を行うための委員の推挙について」を用いて、レビュー作成について説明がなされた後、レビュー作成委員の推挙が行われた。

- ・審議資料 4 として依頼されているとおり、流域委員会のレビューを作成する委員を 2 名推挙したい（委員長）。
 - ←レビュー作成のためには流域委員会の経緯を知っている必要がある。今本委員長と寺田前委員長をレビュー作成委員に推薦したい。

- ←次期委員会にこれまでの審議を引き継ぐためにも前委員長と現委員長がふさわしい。
- ←レビュー作成委員として今本委員と寺田委員を推挙する（委員長）。

○委員任期延長について

- ・ダムフォローアップに関する審議は昨年11月からはじまったため、十分な審議ができなかった。そのため、委員会が希望するなら委員任期延長してもらってもよいとの申し出を河川管理者からもらっている。3月まで委員任期を延長するか、河川管理者からの申し出を受けないか、ご意見を頂いて、決定したい（委員長）
- ・ダムフォローアップの審議に限定した任期延長なのか。
 - ←ダムフォローアップは原則としては任期内にお願いしたいが、他の整備局ではフォローアップ委員会をつくり年度を単位にしている。流域委員会から委員任期延長の要請があれば持ち帰って検討することになる（河川管理者）。
- ・「水質管理」に関しては、委員任期延長の必要はない。委員任期を延長してダムフォローアップだけ審議するというのも難しい。
- ・委員任期中にできる範囲でやるという方針でよい。
- ・意見書の質は、3月まで委員任期を延長すれば、1月末のレベルよりは向上する。
- ・制度上、1月末の委員任期切れをもって終わるべきだろう。意見書の質に納得できないのであれば自主的に精査し直すということも考えられる。
- ・ダムフォローアップのためだけに委員任期を延長するのはおかしい。活動を限定してまで延長する必要はない。
- ・河川管理者がダム等の管理に係るフォローアップの定期報告書を提出するのが遅すぎた。次回は十分な審議時間を確保できるように配慮してほしい。
- ・ダム等の管理に係るフォローアップ定期報告書の審議を目的とする委員任期延長は申し出ないことにする（委員長）。

○次期委員会への要望の検討について

- ・次期委員会の体制については、レビュー作成を経て河川管理者が決定するが、流域委員会としての次期委員会への要望を検討し、河川管理者に提出したいと考えている。先日、近畿地方整備局長が、よい川づくりのためには流域委員会と河川管理者が協働するだけではなく、ライバルとして切磋琢磨していかなければならないと述べていたが、まさにその通りだと思っている。実現性のある次期委員会への要望を考えたい（委員長）。
 - ←運営会議でなされた提案なので補足説明をしたい。レビューが立ち上がった時点では、すでに流域委員会の実態はなくなっている。レビュー作成に推挙された2名の委員が流域委員会の核心が受け継がれるよう努力なさるが、流域委員会としても次期委員会に受け継いでもらわなければならないことを委員会の共通意識として宣言しておいてもらいたい。そして、それを具体化するために推挙された2名の委員がレビューの中で努力して頂きたい。数名の委員で検討して次回の委員会に提出し、河川管理者の「承知しました」という確約をもらえればと思っている。
- ・「次期委員会への申送り（案）」とは別なのか。反省事項は含まれないのか。
 - ←「次期委員会への申送り（案）」は次期委員会宛だが、これは河川管理者宛だ。主に委員会の運用に関する内容であり、反省事項等については「次期委員会への申送り（案）」に含まれる（委員長）。
- ・流域委員会のあり方（透明性の確保、運営の自主性・独立等）についての要望を河川管理者と検討する必要はない。流域委員会が言いたいことを言えばよい。
- ・次期委員会が淀川水系全体を扱うかどうか分からない。流域全体を扱うのが流域委員会で

あり、限定された議論では流域委員会が継承されたとは言えない。いかに継承するかを議論して河川管理者に要望するのは大変重要なことだ。

- ・流域委員会として、次期委員会への要望を検討する必要はない。流域委員会の精神はきちんと理解されている。委員の総括はそれぞれ違っているので、各委員がレビュー作成委員に推挙された委員に伝えればよい。
- ・検討メンバーについては委員長に一任して頂きたい。次期委員会を良くするためにはどうすればよいか、反省すべき点等があれば、意見を提出して頂きたい。委員会の総意に近いものを要望したい（委員長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ7名から発言がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・1月末で流域委員会が休止されるため、本日の議論が低調に終わったように感じた。委員は休止を認めているようにも感じたが、私は休止を認めていない。流域委員会では、これまでの国交省の河川行政の枠を超えた、住民のための議論がなされてきた。休止して住民の安全が守れるのか。河川管理者には1月30日までに流域委員会休止を撤回するよう強く要望するとともに、回答を頂きたい。休止の理由に挙げられている河川整備計画案策定のおくれは、ひとえに河川管理者の責任だ。このような事態に導くことは6年間にわたって新しい河川法に基づいて築いてきた市民・学識者と近畿地方整備局との連携と河川行政への信頼を大きく損なうものだ。傍聴者発言にも真摯に耳を傾け、議論を重ね、委員みずからみずからの言葉で意見書、提言書を書き、活動内容を高めてきた委員会は、これからの国づくりにとって、欠かせない貴重な委員会モデルだ。（参考資料1「河川行政の後退となる淀川水系流域委員会休止は認められない！」）。委員には国土交通大臣と、なぜ流域委員会が大事なのか、淀川モデルという河川行政について話し合ってもらいたい。
- ・河川整備計画原案の議論が終わらないまま、流域委員会が終わってはいけない。事業中のダム方針の発表等、現在の河川部長になってから突然の発表が多い。川上ダムは財政問題から考えて中止すべきだ。財政問題があっても進めるべきであるなら、環境面の費用対効果を示さないといけない。川上ダムでは、防災・生活に必要な工事以外の工事も進んでいる（原石が運び込まれている等）。流域委員会を存続させて河川管理者への最終意見を提出してほしい。
- ・「水需要管理に向けて(案)」で示された水需要管理には強く賛同している。水需要管理なくして環境回復はありえない。ただし、追記3-6「ダム群連携事業」には違和感を覚える。木津川上流ダム群による揚水発電事業は開発費用が多額になるうえ、高い発電効果も得られない。青蓮寺ダムと比奈知ダムは近いが同程度の標高に位置しているため発電力はない。現実的に実施できる事業ではないが、流域委員会は可能性が高いと思っているのか。建設工事は環境破壊をもたらし、揚水発電によるダム貯水の循環によって水質悪化を招く恐れもある。省エネルギー化を進めて水力発電を減らしていかなければならず、ダムの徹底利用は流域委員会の精神に反している。削除を求める。
- ・流域委員会休止は認められない。他の整備局では委員からいくつかの意見や感想をもらって丸く収めているようだが、近畿地方整備局もそういうことを考えているのではないか。委員が自ら考えて活動してきた流域委員会を継承して欲しい。淀川水系流域委員会があることで何とか河川管理者への信頼が繋がれているが、休止によって信頼が途切れてしまう。失う信頼をどう回復するのか。流域委員会には次期委員会への申送りをきちんと検討して欲しい。委員には敬意を表したいが、委員としての責務を果たしたとは言えない委員もいるのが残念だった。また、確かに少雨化傾向にあるとは思いますが、新たな水資源施設が必要なのか。コスト計算すれば、水

資源施設は非常に高くつく。きちんと議論をすべきだ。

- 新整備局長が就任してから委員会休止のような事態が起きている。住民との対話による合意形成が重要だが、河川管理者がやっていることはそうになっていない。官製談合等についても河川管理者がきちんと精査しなければならない。
- 委員会休止問題について大臣と局長に申し入れを行った。河川管理者が自らつくったものを、多くの人が理解できない理由で自ら休止するのは納得できない。住民の信頼をうしなってしまう大失態が進行している。天ヶ瀬ダム再開発と宇治川塔の島地区の問題が課題として残されている。これは河川管理者の調査検討が遅々として進まなかったからだ。琵琶湖、宇治川、淀川は1つの水系であり、宇治川をのぞいて考えられない。琵琶湖の浸水被害を軽減するための「洗堰改修～天ヶ瀬ダム再開発～宇治川掘削」だが、すでに堤防整備や導水管敷設、締切堤建設によって砂州が全くなり、ハイジャコ等の魚もいなくなった。鵜飼いもできず、亀石周辺はドブのようになった。これ以上の工事には反対だ。これまで、環境と景観の復元を要求してきたが、締切堤と導水管を撤去しなければならない状況になっている。今後も地元住民や宇治市等の意見を受け止めて議論していくことが大事だ。
- 流域委員会の休止は6年間の努力を水泡に帰すものだ。急激な河川環境の悪化を憂う住民の新たな川づくりへの期待を裏切ることになる。川づくりは変えねばならない。河川管理者が勇気を持って新たな川づくりの歩みを続けることが大切だ。淀川水系流域委員会は新たな川づくりの象徴であり、委員会休止撤回によって河川管理者は意思を示すことができる。河川を再生させず、どうして「美しい国 日本」を名のることができるのか。故郷の川のあり方を決めるのは住民自身でなくてはならない。

以上